

平成 25 年度 9 月議会の補正予算について

補正予算

一般会計

補助金等の内定したもの、安全で安心な市民生活に必要な経費等を追加
補正額 3 億 9,000 万円 補正後予算額 473 億 8,000 万円
(前年度 9 月補正後予算対比 4.8%増)

特別会計

介護保険事業特別会計 国、県等への過年度交付金返還金
補正額 600 万円 補正後予算額 84 億 9,400 万円

企業会計

水道事業会計 水道施設維持管理業務委託に関する債務負担行為の追加

補正予算の主な事業

命を守ることが最優先

- (1) **防犯灯設置補助金（810万円）** **総務費**
自治会の防犯灯設置に対する補助金の増額
- (2) **地域密着型介護老人福祉施設整備費補助金（536万円）** **民生費**
小規模多機能型居宅介護事業所が行うスプリンクラー、自動火災通報装置等の消防用設備の設置に対する補助
- (3) **自主防災組織育成事業費（188万円）** **消防費**
防災資機材購入費補助金の増額

こどもを3人育てられるまち

(4) 放課後児童対策事業費（175万円） 民生費

休園中の大和幼稚園園舎の一室に学童保育所を開設

※既存施設を活用し、放課後の子どもたちを安全な場所で預かる学童保育所を開設

※公立幼稚園の園舎を活用した学童保育所の開設は、市内で初めて。

※公設民営としては8箇所目、民間設置を含めると20箇所目の学童保育所

⇒放課後児童対策事業費として他に、県の補助金交付要領の改訂に伴う補助基準額増額による委託料の増額 15,185千円（合わせて16,935千円）

(5) 適応指導教室事業費（221万3千円） 教育費

適応指導教室を旧勤労青少年ホームから民間ビルに移転する経費

(6) 学校給食安全対策事業（2事業計 476万3千円） 教育費

本年4月発生の小中学校給食異物混入を受けて実施した緊急点検結果を踏まえた、必要な学校給食備品の購入経費等

① 学校給食管理運営費（126万3千円）

回転釜 2校、給湯器 1校

② 管理備品（350万円）

学校給食用冷蔵庫 5校

地理的優位性を活かした元気なまち

(7) 土地区画整備事業費（3億3,071万8千円） 土木費

地権者との協議の進み具合から、移転補償費などを追加

決算認定

一般会計並びに各特別会計

一般会計の決算規模は、歳入・歳出とも前年度より減少。実質収支額は増加。

※普通会計決算における経常収支比率①は、前年度と比べて3.0ポイント上昇

水道事業会計

営業損益、経常損益及び当年度純損益のいずれも損失（マイナス）

下水道事業会計

営業損益、経常損益及び当年度純損益のいずれも損失（マイナス）

健全化判断比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告

☆ 実質公債費比率②は、11.3%で、前年度より0.2%上昇

☆ 将来負担比率③は、115.5%で、前年度より15.0%低下

健全化判断比率	24年度	23年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.83%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.83%
実質公債費比率	11.3%	11.1%	0.2	25.0%
将来負担比率	115.5%	130.5%	▲15.0	350.0%

.....○ は、次頁の「財政指標の解説」に記述してあります。

財政指標の解説

① 経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源総額} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

② 実質公債費比率

地方自治体の公債費（元利償還金）と、公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの（準元利償還金）を合わせた実質的な公債費相当額（特定財源や普通交付税が措置されるものを除く。）の、市税、普通交付税のように用途が特定されず毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）に占める割合で、過去3年間の平均値でみます。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要となります。また、さらにこの数値が次の基準以上となった地方自治体は、財政健全化計画（または財政再生計画）をつくり、財政の健全化（または再生）を図らなければなりません。実質公債費比率の早期健全化基準数値は、25%（財政再生基準数値は35%）です。

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額} \end{array}} \times 100$$

（過去3カ年平均）

③ 将来負担比率

地方自治体の一般会計の借金（地方債）や退職手当の支給見込額、地方公社・第3セクターに対する負担見込額などの合計（将来負担見込額）から基金残高などを差し引いたものを、標準財政規模を基本とする額で割って算出します。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。そこで、この数値が基準以上となった地方自治体は、財政健全化計画をつくり、財政の健全化を図らなければなりません。市町村の将来負担比率の早期健全化基準は、350%と定められています。

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担見込額} - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に} \\ \text{係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額} \end{array}} \times 100$$